

## 「衛星放送用テレビ受信設備の施工ガイドライン案」に対する意見及びその考え方

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見1 衛星放送用テレビ受信設備の施工ガイドライン（案）全般について	考え方1	
<p>漏洩による干渉を抑制できるよう、衛星放送用テレビ受信設備の施工ガイドラインが策定されたことに賛同いたします。</p> <p>なお今回規定する施工ガイドラインは、主に家電販売店様、電気工事業者様に向けて、適切な製品の選定や工事を行うことにより、中間周波数からの漏洩電波を抑制するものとなっており、本施工ガイドラインが確実に遵守されることを要望いたします。</p> <p>さらに、4月に施行された技術基準（受信設備から漏れる電波の強さの上限値）を満たさない受信設備の利用は、電波法違反となる可能性があることを広く国民に周知、啓発を引き続き行っていただくことを希望します。</p> <p>またBWAと重複する新たなチャンネルの追加に当たっては、すでに割当てられた3チャンネルの商用サービス開始後の中間周波数と既存無線局との混信の実態調査やBWAと重複するチャンネルの試験電波による影響確認を引き続き行うことなどで、技術基準を満たした適正な受信設備の普及や適切な工事が行われていることを確認しながら推進することを要望いたします。</p> <p>加えて、追加チャンネルの商用サービス開始後も、行政、受信機メーカー、放送事業者様、電気工事業者様などの関係者が、適切な役割分担のもと、漏洩が発生した場合の基準に合致しない受信設備の置き換えや不正な工事の是正への適切な対応や、「情報通信審議会技術分科会放送システム委員会報告書（平成29年7月12日）」の今後の課題にもあるような、施工後の簡易測定器による漏洩確認方法や適切な施工を担保するための施工資格の必要性、また4K・8K実用放送（左旋円偏波を利用）の受信設備が普及するうえで環境の変化などを確認できるよう、関係者の連絡会等の設置を検討することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>○ 賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、不適切な受信設備を改修する際にガイドラインの活用が有効であることは、今年度全国160カ所で開催される技術講習会等を通じて周知を図ります。</p> <p>なお、新たなチャンネルを追加割り当てする際には、ご指摘を参考とさせていただきます。</p>	なし

意見2 ガイドラインに係る周知活動について	考え方2	
<p>1-2 ガイドラインの対象者と対象設備 (5ページ)</p> <p>本ガイドラインの対象者に対してガイドラインが広く周知され、ガイドラインに沿った対応が徹底される様、今後の周知活動の充実をお願いいたします。 【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	○ 賛同のご意見として承ります。	なし
意見3 BL部品の説明部分について、正確に記載すべき	考え方3	
<p>3-2 (1) 使用する機器の選定① (ブースタ、分岐器、分配器、テレビ端子など) 部分 (12ページ)</p> <p>BL部品 (優良住宅部品) の説明について、「※旧製品にもBLマーク証紙が貼られているため注意が必要です。なお、次の機器は高いシールド性能を有しています。」との記載がありますが、「次の機器」に該当する記述がないため、対象となる機器の追記、もしくは「なお、次の機器は高いシールド性能を有しています。」の部分の削除を行うなどの対応が必要と考えます。 【株式会社NTTドコモ】</p> <p>2602MHz 仕様の BL 部品「CS・BS・UF-2W」は末尾に E が無い型式だが、高いシールド性能を有しているため、12 ページの BL 部品の説明を見直す。 例えば、 BL 部品 (優良住宅部品) ※2 BL 部品の種類と型式は「優良住宅部品認定基準 テレビ共同受信機器 (同軸伝送)」の最新版をご確認ください (2018 年 5 月現在の最新版は、BLS TV : 2018 の表-3 参照) 【リビングアメニティー協会】</p>	<p>○ ご指摘のとおりであり、修正いたします。</p> <p>○ ご指摘を踏まえ、注釈として追記いたします。</p>	<p>あり</p> <p>あり</p>
意見4 ガイドラインに従って施工がされても、各種条件によっては衛星電話へ有害な干渉が発生する可能性があり、設備の設置条件について調整を行う必要がある旨を追記すべき	考え方4	
<p>3-2 (3) 機器の設置・配線① (アンテナ、ブースタの設置) (14ページ)</p> <p>施工ガイドラインにおいては干渉を回避するため、ブースタ設置個所から概</p>	○ 衛星携帯電話のアンテナとの離隔が十分に取れない場合など条件によっては、有害な混信が発生する可能性は考えられます。本件ガイドラ	あり

<p>ね10m以内に衛星電話等のアンテナがある場合には、ブースタを金属製の収納箱に收容することとされ、シールドを確保するように記載されています。しかしながら、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会報告「2224.41MHz 以上3223.25MHz 未満の中間周波数を使用する受信設備に関する技術的条件」（平成29年7月12日）の「3. 3 N-STAR との共用検討」にも示されているように、衛星電話とブースタの間に10m以上の離隔を確保した場合においても、有害な干渉を生じる可能性が考えられます。</p> <p>そのような場合に対しては、相互の設備について設置・運用上の調整を行い、良好な通信、視聴環境を構築することが重要と考えます。よって、本ガイドラインに注釈として、以下のような内容の追記を行うことが適当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本ガイドラインに従ってブースタが設置された場合であっても、各種条件によっては衛星電話へ有害な干渉が発生する可能性があること。</li> <li>・そのような場合においては、衛星電話の利用者及び事業者、また衛星放送の視聴者及び受信設備施工者が互いに協力し、双方の設備の設置条件について調整を行うことで、干渉影響を改善できる可能性があること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>インは、衛星放送用テレビ受信設備の施工にあたり、基本的な事項について記載するものであり、必ずしも全ての条件において、有害な混信を避けられるものではない点は、ご指摘のとおりです。</p> <p>ご指摘を踏まえて、ガイドラインの位置づけの部分に、条件によっては運用上の調整が必要になる旨を追記いたします。</p>	
意見5 ダミー抵抗（終端抵抗）について注意喚起を記載すべき	考え方5	
<p>3-2 (4) 機器の設置・配線②（各機器の設置）（15ページ）</p> <p>「ブースタ、分岐器、分配器の空き端子には、ダミー抵抗（終端抵抗）を取り付けます。」との記載があるが、ブースタなどは電流通過が可能な端子があるため、電流カット型ダミー抵抗の使用など、ダミー抵抗の焼損を防ぐための注意喚起をしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【リビングアメニティー協会】</p>	<p>○ ご指摘をふまえて、注釈を追記いたします。</p>	あり
意見6 ブースターの設置場所によっては、収納箱に入れるだけでなく、ブースターを移設する必要がある旨を追記すべき	考え方6	
<p>4 仕上がり確認リスト（19ページ）</p> <p>「他の無線設備との距離が近い場合、金属製の収納箱に入れるなどの対策」とありますが、実現場で放熱を考慮した場合、放熱孔が必要となります。よって13ページの「スリット状の放熱孔を有するものはシールド性能が低いことが</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、14ページにブースターの移設について追記いたします。</p>	あり

<p>確認されており使用できません」の記載により、収納箱の移設（10m以上離隔をとる）以外に選択肢は無くなります。</p> <p>金属製の収納箱の放熱性能とシールド性能は相反することから、各記載内容に、「収納箱の移設など」を追記した方が良いのではと考えております。</p> <p>例えば、</p> <p>14ページ中央及び最下行を「ブースタ設置箇所の周囲に・・・基地局のアンテナが近くにある場合は、ブースタを金属製の収納箱に入れる、または移設など対策する」と修正し、</p> <p>19ページの仕上がり確認リスト 項目6を「・・・近い場合、金属製の収納箱に入れる、または移設など対策している」と修正するなど、ブースタ移設の記載について検討が必要ではと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
意見7 文言の統一等について	考え方7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目次の「1-1. 」と、5ページの「1-1」とは、文言が不統一です。</li> <li>・目次の「2-2. 」と「3. 」との間に、空白行を挿入したほうが良いと思います。</li> <li>・目次の「3. 事前調査・施工時のポイント」と、8ページの「3. 事前調査・施工のポイント」とは、文言が不統一です。</li> <li>・目次の「3-1. 事前の調査」と、8ページの「3-1. 事前調査」とは、文言が不統一です。</li> <li>・目次の「3-2. 施工」と、8ページの「3-2. 設計・施工」とは、文言が不統一です。</li> <li>・目次の「4. 」の「適切に施工されていることの最終確認」は、本文に該当するクレジットの記載がありません。</li> <li>・目次の「5-1. 」と「5-2. 」のハイフンは、半角か全角かどちらかに統一したほうが良いと思います。</li> <li>・5ページの1-1の2行目「以下、」と、5行目「以下」とは、どちらかに文言を統一したほうが良いと思います。</li> <li>・7ページの「求められる性能」の「54」について： 19ページの「リスト」では上限「81」も定められているにもかかわらず、7ページでは記載が無いのは、なぜですか？</li> <li>・8ページの三つめの枠内の1行目「仕上りの確認」は、「4. 仕上がり</li> </ul>	<p>○ ご指摘を踏まえ、一部を修正いたします。</p>	<p>あり</p>

<p>の確認」のほうが良いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 ページの三つめの枠内の 3 行目「仕上がり確認」は、「仕上がりの確認」の誤記と思います。</li> <li>・ 12 ページの「BL部品」の枠内の「次の機器」は、何を指しているのですか？</li> <li>・ 14 ページの「ポイントの 1 行目「10m以内」は、「10m以上」の誤記と思います。</li> <li>・ 15 ページの「ポイント」の 1 行目「無い」は、「ない」と記載したほうが適当と思います。（19 ページの項目の 11 番目の「無い」についても同様）</li> <li>・ 20 ページの本文の 4 行目「オリンピック」は、「オリンピック・パラリンピック」と記載したほうが適当と思います。</li> <li>・ 21 ページの表の中間周波数欄の数字は、単位の記載が漏れています。</li> <li>・ 21 ページの表の放送開始予定日欄の「平成 31 年 12 月」は、改元を考慮して西暦で記載したほうが良いと思います。</li> <li>・ 22 ページの「5-2」と 23 ページの「5-3」のハイフンは、全角か半角かどちらかに統一したほうが良いと思います。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
意見 8 テレビに内蔵されたWiFiによる接続について	考え方 8	
<p>4 仕上がり確認リスト (19ページ)</p> <p>「テレビ受信設備と電波を利用する機器はできるだけ離れた場所に設置する。」とされていますが、4K8Kテレビへ無線ルーターでWifi接続 (IEEE802.11b/g/n 2.4GHz) を行うのは避けるべきなのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 正しく施工された受信設備であれば、ほとんどの場合相互に干渉することはないと考えられます。</p>	なし
意見 9 LAN経由での受信について	考え方 9	
<p>LAN経由で見えるようにしてくれ、宅内の同軸線とか、もはや敷設する意味が無いように思う</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 今回の意見募集の対象と直接関係ない意見であり、参考として承ります。</p>	なし

